

東近江市農業委員会障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

機関名	東近江市農業委員会
任命権者	東近江市農業委員会会长
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
東近江市農業委員会事務局における障害者雇用に関する課題	東近江市農業委員会事務局においては、職員総数が6人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。また、中途障害者となった職員もいなかったことから、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
(1) 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
(2) 定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、事務局長を選任する。 ○計画期間中、障害者職業生活相談員の選任義務がない場合には、障害者である職員の相談窓口を総務部人事課と設定し、面談等により周知する。 ○計画期間中に障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、これを3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○中途障害者として身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があったときは、総務部人事課及び滋賀労働局と相談しつつ、当該職員が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none">・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。・「自力で通勤できること」といった条件を設定すること。・「介助者なしで業務遂行が可能であること」といった条件を設定すること。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。・特定の就労支援機関のみの受入れを実施すること。

4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
-------	--